



朝霞市は近隣の皆様への配慮をお願いしています!!

建物を取り壊すときの注意事項

— 解体工事を始める前に —

■ 周辺への周知

工事着手のできるだけ早い時期に、解体工事の予定工期やお問い合わせ先等を記載した標識（※裏面参照）を作成し、道路に面した見やすい場所に設置し、近隣住民の皆さんに作業の内容、日程、時間などを説明してください。【開発建築課・環境推進課】

■ 建設業許可の掲示等

建設業の許可票または解体工事業者登録票を掲示し、建設リサイクル法に基づくシールを貼ってください。【開発建築課】

■ 水道管の破損に注意してください

水道管の事前調査を行い、破損をさせないように掘削してください。水道管を破損させた場合の修理費用は、原因者負担となります。【水道施設課】



朝霞市
ほぼたん

— 解体工事中は —

■ 工事説明・苦情対応

大きな騒音、振動が予想される作業をする場合には、工事途中でも近隣住民に説明してください。

苦情が発生した場合は、すみやかに対応をお願いします。【環境推進課】

■ 安全対策

解体工事中は、交通安全確保のため交通整理員を配置するなど交通安全対策をしてください。

解体工事に関する車両は、路上待機させないようにしてください。

【まちづくり推進課】

■ 道路清掃

重機の搬入・搬出で道路に飛散した泥が目立つ場合は、清掃するようにしてください。【道路整備課】



■ 仮囲い・現場管理の徹底

粉じん対策として散水を徹底してください。また、必要に応じて周囲を養生シート等で仮囲いしてください。防音効果にもなります。

現場作業員の指導の徹底をお願いします。

- ・重機の操作方法 《乱暴な操作はしない》
- ・資材の搬入搬出方法 《鉄パイプの投げおろしなどはしない》
- ・現場でのラジオの音量、喫煙、駐車位置、アイドリングストップなど周辺住民への配慮【環境推進課】

— 騒音・振動対策として —

低騒音、低振動型機種を積極的に導入し、低騒音・低振動工法を採用してください。

騒音、振動が発生する機械の使用時間を考慮してください。また、朝の早い時間や夕方以降の使用は極力控えてください。

コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機械は、周辺への影響の少ない場所に設置してください。

必要に応じて、防音効果のあるパネルやシートで対策をお願いします。【環境推進課】

— 届出等 —

■一定規模以上の建築物を解体する場合は、着手の7日前までに届出が必要です。【開発建築課】

■特定建設作業を伴う場合は、作業開始日の7日前までに届出が必要です。【環境推進課】

■解体工事で、足場（掛け出し足場を含む）や仮囲いを道路上に設置する場合は、

道路占用許可が必要となりますので、足場等を設置する前に事前協議をお願いします。【道路整備課】

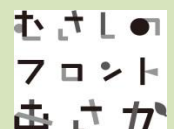
<お問い合わせ先> 朝霞市役所 開発建築課建築指導係 048-463-2585(直通)

環境推進課環境対策係 048-463-1512(直通)

まちづくり推進課交通政策係 048-463-1514(直通)

道路整備課道路管理係 048-463-0912(直通)

水道施設課水道管理係 048-463-1204(直通)



※ 標識の作成例

解体工事のお知らせ	
解体工事の名称	〇〇邸 解体工事 所在地:朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
解体工事の発注者	住所 朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名 朝霞 太郎
	連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ※ 発注者が個人の場合は、記入は不要です。
解体工事の施工者	住所 朝霞市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名 (株)〇〇解体 取締役社長 朝霞 一郎
	連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
解体工事の 予定工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から
	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
お問い合わせ先	(株)〇〇解体 現場代理人 朝霞 二郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇